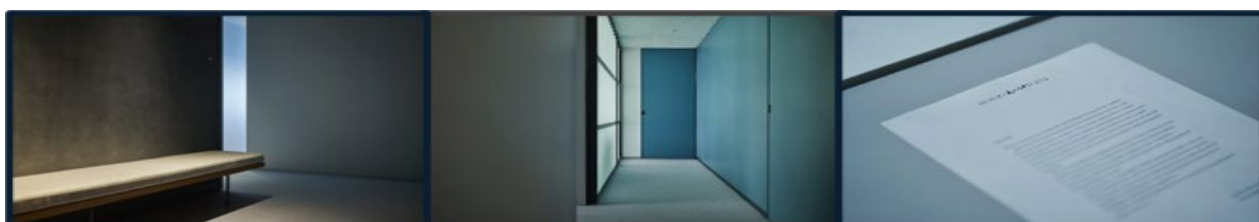


ISSHIKI & PARTNERS

「プロダクトデザイン保護・模倣品対策に関する法制度」

内容

1	はじめに	1
2	各法の解説	1
2.1	意匠法	1
2.2	商標法	3
2.3	著作権法	5
2.4	不正競争防止法・形態模倣行為	6
2.5	不正競争防止法・混同惹起行為及び著名表示冒用行為	7
3	結語	8



プロダクトデザイン保護・模倣品対策に関する法制度

一色法律事務所・外国法共同事業

弁護士 川瀬 茂裕

1 はじめに

プロダクトデザインは、単なる製品の外観設計にとどまらず、顧客訴求力を形成し、ブランドの競争力を強化するという点で、製品開発の重要な要素である。ところが、プロダクトデザインが多くの資本を投下して開発されるものであるにも拘らず、その模倣は容易になされ得る。このような模倣行為に対抗するためには、まず、どうすればプロダクトデザインが法的に保護されるのかを把握しておくことが肝要である。

本稿においては、日本におけるプロダクトデザイン保護・模倣品対策に関連する意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法についての概要や保護の効果を解説したうえで、各法律の長所・短所について簡潔に説明する。

2 各法の解説

2.1 意匠法

(1) 概要

意匠法は、新たに創作された物品の形状、模様若しくは色彩等の「意匠」を知的財産権として保護することを規定した法律である。プロダクトデザインを意匠として特許庁に出願し、それが登録された場合、当該プロダクトデザインは意匠権によって保護される。

・登録意匠の例



意匠 1574793 号¹



意匠 1411571 号²



意匠 1507942 号³

¹ 任天堂株式会社の Nintendo Switch 関連デザイン。

² サントリーホールディングス株式会社のウーロン茶のペットボトル関連デザイン。

³ 株式会社デンソーウェーブの産業用ロボット関連デザイン。

(2) 意匠権の登録の効果

意匠権が登録された場合、意匠権の者は、「業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する」（意匠法 23 条）。その結果として、第三者が登録意匠又は類似意匠を業として実施（意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、等（意匠法 2 条 2 項各号））した場合、意匠権者は、当該第三者に対して当該物品の製造等の差止請求（意匠法 37 条 1 項）、損害賠償請求（民法 709 条）等を行うことが可能である。

(3) 意匠法による保護の長所・短所

ア 長所

(ア) 意匠権が登録された場合、出願した意匠は出願の日から最大 25 年間保護されるため、当該期間中は登録した意匠と同一又は類似の意匠を意匠権者が独占することが可能である。

(イ) プロダクトデザインを商標として登録する場合と比較して、登録するデザインが自他識別標識として機能することが要求されないため、出願登録が容易である。

(ウ) 以下の点で侵害の主張・立証が容易である。

- ・後述の著作権・不正競争防止法（形態模倣行為）による保護と異なり、被疑侵害品が登録意匠に「依拠」して製造されたことを立証する必要がある。

- ・後述の不正競争防止法（混同惹起行為・著名表示冒用行為）による保護と異なり、当該デザインが周知又は著名であることを立証する必要がある。

イ 短所

(ア) 意匠の出願及び意匠権の権利維持に費用がかかる⁴。

(イ) 原則として出願時点で新規の意匠でなければ登録できず（意匠法 3 条 1 項各号）、市場に商品を投入する前に意匠出願を行う必要があるため、人気商品等に限定して意匠登録することができない。

(ウ) 出願から権利化までに約 7 か月の程度の期間を要するため⁵、ファッション等のライフサイクルが短く一時的な流行の影響を受けやすいプロダクトのデザインの保護に向かない。また、自動車などのライフサイクルの長い製品であっても、意匠権が登録されるまでは模倣品に権利行使できない。

(エ) 権利範囲がやや狭いため、登録した意匠に類似するデザインを保護するためには関連意匠制度を用いて類似意匠についても出願・登録することが必要な場合がある。

⁴ <https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>

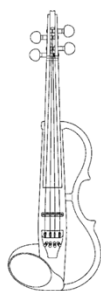
⁵ <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2025/document/index/0101.pdf>

2.2 商標法

(1) 概要

商標法は、商品やサービスの出所を示す標識として機能する「商標」を知的財産として保護することを規定した法律である。商標法で保護される商標には、文字や図形のみならず立体的形状や色彩も含まれるため（商標法 2 条 4 項 1 号）、商品やサービスの出所表示として認識されるプロダクトデザインを商標として出願し、それが登録されたときは、当該プロダクトデザインは商標権によって保護される。

・登録商標の例



登録第 5922528 号⁶



登録第 6757445 号⁷

(2) 商標権の登録の効果

商標権が登録された場合、商標権者は、「指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する」（商標法 25 条）。その結果として、第三者が登録商標を指定商品・指定役務に使用（商品に標章を付すこと等をいう（商標法 2 条 3 項各号））した場合、商標権者は、当該第三者に対して当該商標の使用の差止請求（商標法 36 条 1 項）、損害賠償請求（民法 709 条）等を行うことが可能である。

(3) 商標法による保護の長所・短所

ア 長所

- (ア) 商標権の存続期間は繰り返し延長することができるため、指定商品に関して半永久的にプロダクトデザインを独占することができる。
- (イ) 商標登録の際に新規性が要求されないため、市場にプロダクトを投入した後に商標登録することも可能である。

イ 短所

- (ア) 商標の出願及び商標権の権利維持に費用がかかる⁸。

⁶ ヤマハ株式会社のサイレントバイオリン関連のデザイン。

⁷ 株式会社チェリオジャパンのライフガード関連のデザイン。

⁸ 前掲 4

- (イ) 判例上「客観的に見て、商品等の機能又は美感に資することを目的として採用されると認められる商品等の形状は、特段の事情のない限り、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、商標法3条1項3号に該当することになる」(知財高判平成23年4月21日・判タ1349号187頁)とされており、デザインの特異性や継続的使用により自他商品識別力を獲得したといえる場合(商標法3条2項)を除いて、商標権として登録されない可能性が高い。

・ 商標法3条1項3号及び同条2項が裁判上問題になった事例



第6312530号⁹(登録)



商願2018-133223¹⁰(拒絶)

- (ウ) 商品等が当然に備える立体的形状、色彩及び音に該当するプロダクトデザインについては、商標登録を受けることができない(商標法4条1項18号、商標法施行令1条の2)。
- (エ) 出願から権利化までに約8か月の程度の期間を要する¹¹ため、ファッション等のライフサイクルが短く一時的な流行の影響を受けやすいプロダクトのデザインの保護に向かない。また、自動車などのライフサイクルの長い製品についても、登録までは模倣品に権利行使できない。
- (オ) 被疑侵害品において、商標が「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない」場合(商標的使用に当たらない場合)には商標権の効力が及ばないとされている(商標法26条1項6号)。そのため、商標がプロダクトデザインとして使われている場合には、商標としても使用していることを主張・立証しなければならず、侵害の成否についてのハードルが一定程度高い。

⁹ ゴジラ関連のデザイン。立体商標として出願された。知財高判令和6年10月30日・令和6年(行ケ)第10047号では、本願商標は商標法3条1項3号に該当するものの、同条2項が適用されると判断され、登録が認められた。

¹⁰ エルメスの包装箱に関するデザイン。色彩の組み合わせのみからなる商標として出願された。知財高判令和6年3月11日・令和5年(行ケ)第10095号では、本願商標には商標法3条2項が適用されないと判断され、登録が認められなかった。

¹¹ 前掲5

2.3 著作権法

(1) 概要

著作権法は、思想または感情を創作的に表現したものを知的財産権として保護することを規定した法律である。プロダクトデザインが著作物（著作権法 10 条）に該当する場合には、当該プロダクトデザインは著作権による保護の対象となる。

(2) 著作権の効力

著作権が生じた場合、著作権者は複製権等の権利（著作権法 18 条以下）を享有する。その結果として、第三者が著作物を無断で利用（複製・翻案等）をした場合、著作権者は、当該第三者に対して当該著作物の利用の差止め（著作権法 112 条 1 項）、損害賠償請求（民法 709 条）等を行うことが可能である。

(3) 著作権法による保護の長所・短所

ア 長所

- (ア) 著作権は著作物が創作された時点で自動的に生じるため（著作権法 17 条 2 項）、特段の登録手続きを経る必要がない。
- (イ) 著作権は著作物の死後 70 年間（法人名義の著作物の場合は公表後 70 年）保護されるため、著作権者は長期間に亘って当該プロダクトデザインを独占できる。

イ 短所

- (ア) プロダクトデザインはいわゆる応用美術に該当することが多く、著作権が認められるケースが、「実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できる」場合等に限定¹²される。

・訴訟で著作権の成否が問題になった事例



著作権ありと判断¹³



著作権なしと判断¹⁴

¹² 応用美術の著作物性の判断については、このように実用的な機能と分離して美的特性が把握できるかを検討する考え方のほか、純粋美術と同視できる高度の創作性を有するものに限定するという考え方、他の著作物と区別すべきではないという考え方等がある。

¹³ Tシャツのイラスト部分について、衣服を着用してもイラストの美的特性が変わることではないとして、実用目的（衣服の着用）を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となる美的特性を把握することが可能である著作権があると判断された（東京地判令和 5 年 9 月 29 日・令和 3 年(ワ)第 10991 号）。このようなイラスト等の平面的なデザインは比較的に実用的な機能との結びつきが少なく、著作権が認められやすいと考えられる。

¹⁴ タコを模した滑り台について、全体として滑り台としての実用目的を達成するために必要な構成であり、実用目的と分離できる構成もありふれたものであるとして、著作権が生じないと判断された（知財高判令和 3 年 12 月 8 日・令和 3 年(ホ)第 10044 号）。このような立

- (イ) 意匠法の場合と異なり、被疑侵害物件が著作物に依拠して製作されたことを立証する必要があるため、主張・立証のハードルが高い場合がある。

2.4 不正競争防止法・形態模倣行為

(1) 概要

不正競争防止法は、他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡等について不正競争行為に該当すると規定している（形態模倣行為。不正競争防止法2条1項3号）。同法における商品の形態とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感であって（同2条4項）、当該商品の機能を確保するために不可欠な形態ではなく、かつ商品全体の形態としてありふれた形態ではないもの（東京地判令和5年10月18日・令和3年（ワ）第25324号等参照）をいい、かかる要件に該当するプロダクトデザインは「商品の形態」として不正競争防止法によって保護されることになる。

・不正競争防止法2条1項3号でデザインが保護された事例



女性用ドレス¹⁵



サックス用ストラップ¹⁶

(2) 不正競争防止法による保護の効果

プロダクトデザインが「商品の形態」に該当する場合であって、それを模倣した商品の譲渡等がなされたときは、その譲渡等の差止請求（不正競争防止法3条1項）や、損害賠償請求（同4条）等を行うことが可能である。

(3) 不正競争防止法（形態模倣行為）による保護の長所・短所

ア 長所

(ア) 特段の登録手続きを経ることなく保護を受けることができる。

(イ) 商品が販売された時点からプロダクトデザインが保護されるため、ファッション等のライフサイクルが短く一時的な流行の影響を受けやすいプロダクトのデザインの保護に向い

体的な物品の形状については実用的な機能との結びつきが強いため、比較的著作権が認められにくいと考えられる。

¹⁵ 東京地判令和5年10月18日・令和3年（ワ）第25324号

¹⁶ 知財高判平成31年1月24日・平成30年（ネ）第10038号

ているほか、商品一般について、意匠登録が完了するまでのつなぎとして使える。

イ 短所

- (ア) 保護期間が日本国内での発売後 3 年間と限定的である（不正競争防止法 19 条 6 項イ）。なお、従来品のモデルチェンジをした商品については、需要者が注意を引きやすい特徴的部分についてのモデルチェンジを除いて、当該商品の発売開始日ではなく、従来品の販売開始日が 3 年の起算日となる。
- (イ) 意匠法の場合と異なり、被疑侵害物件が元の商品の形態に依拠して製作されたことを立証する必要があるため、主張・立証のハードルが高い場合がある。

2.5 不正競争防止法・混同惹起行為及び著名表示冒用行為

(1) 概要

不正競争防止法は、他人の周知な商品等表示を使用して他人の商品との混同を生じさせる行為（混同惹起行為。不正競争防止法 2 条 1 項 1 号）及び他人の著名な商品等表示を使用する行為（著名表示冒用行為。不正競争防止法 2 条 1 項 2 号）をそれぞれ不正競争行為として規定している。商品の形態は、本来的には商品の出所を表示する目的を有するものではないが、その継続的な使用等によって特定の出所を表示するといえる場合には、「商品等表示」に該当するとして不正競争防止法によって保護されることになる。

(2) 保護された場合の効果

混同惹起行為または著名表示冒用行為が行われた場合には、当該商品等表示の使用等の差止請求（不正競争防止法 3 条 1 項）、損害賠償請求（同 4 条）等を行うことが可能である。

(3) 不正競争防止法（混同惹起行為及び著名表示冒用行為）による保護の長所・短所

ア 長所

- (ア) 特段の登録手続きを経ることなく保護を受けることができる。
- (イ) 新規の商品等表示であることが要求されないため、市場にプロダクトを投入した後からでもプロダクトデザインの保護を得ることができる。
- (ウ) 商品等表示が周知・著名である限り、半永久的に保護を受けることができる。
- (エ) 先行意匠によって権利範囲が縮減されないため、意匠権よりも権利範囲が広がる場合がある。

イ 短所

- (ア) 本来的には商品等の出所の表示を保護する規定であるため、保護される商品の形態が、商品等の出所を表示し得るような、客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有している商品の形態に限定される（知財高判平成 28 年 7 月 27 日・判タ 1432 号 126 頁等）。

・ 特別顕著性の有無が問題になった事例



ブーツのデザイン（肯定例）¹⁷



ハイヒールのデザイン（否定例）¹⁸

- (イ) 商品等表示が周知又は著名であることの主張・立証が求められるため、他の法律と比較して主張・立証のハードルが高い。

3 結語

以上のとおり、プロダクトデザインの保護や模倣品対策については、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法等種々の法による保護があり得る。もっとも、上述したとおり、各法律による保護の要件は一長一短である。これらの法律のうち、どの法律の保護を受けられるようにするかについては、例えばライフサイクルが短い商品については意匠出願等で費用をかけるのではなく形態模倣行為による権利行使ができるように準備しておく、長期間人気が出ることが見込まれる商品については意匠出願をしておく、ブランドイメージとの結びつきが強くより長期間の保護が必要となる見込みの商品については商標登録を検討する、といったことが考えられるが、最終的には各事業者の業態に応じて戦略的に検討されなければならない。意匠権が登録されるまでは不正競争防止法 2 条 1 項 3 号に基づいて権利行使を行う、意匠法や著作権法の保護期間中にプロダクトデザインの周知性・著名性を高めてその後に商標登録を行うなど、これらの法律の利用を組み合わせるといったことも視野に入れる必要がある。本稿がプロダクトデザイン保護・模倣品対策に関する戦略検討の一助となれば幸いである。

¹⁷ DR. MARTENS のブーツの形態のうち、黄色のウェルトステッチ等複数の要素が商品等表示として特別顕著性があると判断された(知財高判令和 4 年 12 月 26 日・令和 4 年(知)第 10051 号)。

¹⁸ クリスチャン・ルブタンのハイヒール裏の色彩については、商品等表示として特別顕著性がないと判断された（東京地判令和 4 年 3 月 11 日・平成 31 年(ワ)第 11108 号）。なお、控訴審では特別顕著性の有無については判断されなかった(知財高判令和 4 年 12 月 26 日・令和 4 年(知)第 10051 号)。

各法のまとめ

法律	長所	短所
意匠法	出願日から最大 25 年間保護 登録に自他識別性が不要 侵害の主張・立証が比較的容易	登録・権利維持のコスト 出願時にデザインの新規性が必要 登録までに時間がかかる 権利範囲がやや狭い
商標法	半永久的な保護が可能 登録に新規性不要	登録・権利維持のコスト 登録に自他商品識別力が必要 登録までに時間がかかる
著作権法	登録不要 70 年間の権利保護期間	保護されるデザインが限定的 侵害の主張・立証のハードル
不正競争防止法（形態模倣行為）	登録不要 商品販売直後から権利保護	保護期間が短い（3 年） 侵害の主張・立証のハードル
不正競争防止法（混同惹起行為等）	登録不要 新規性不要 半永久的な保護が可能	デザインに特別顕著性が必要 デザインに周知・著名性が必要

（2025 年 11 月）

著者および事務所紹介



川瀬 茂裕

弁護士

shigehiro.kawase@isshiki-law.com

川瀬茂裕 国内電機メーカーでシステムエンジニアとして勤務した後、知的財産権を取り扱う法律事務所およびベンチャー法務を扱う法律事務所での実務経験を積み、その後、一色法律事務所・外国法共同事業にアソシエイトとして参画。プログラム・システム関連の技術紛争のみならず、ブランド紛争やファッションデザイン分野の紛争、その他幅広い民事事件の代理業務に従事してきた経験を有する。

一色法律事務所・外国法共同事業は、東京を拠点とし、クロスボーダー案件を専門とする法律事務所である。所属弁護士の多くは外資系法律事務所での経験を有し、国際的なクライアントを代理して、訴訟や企業法務に関する幅広い案件を取り扱っている。また、**一色国際特許事務所**と緊密に連携し、知財案件においては、その創出段階から最高裁判決に至るまで、あらゆる局面に対応している。



免責事項

本資料は、一般的な情報の提供を目的としたものであり、特定の事案についての法律上の助言を行うものではありません。記載内容に基づいて取られた行動または取られなかった行動の結果について、当事務所は一切の責任を負いかねます。個別の案件につきましては、当事務所までご相談ください（contact@isshiki-law.com）。